

市第33号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市本牧市民 プール	南区花之木町2 丁目26番地	本牧ベイパーク株式会社 代表取締役 社 長 野部 幸男	本牧市民プール再整備事業により再整備する横浜市本牧市民プールの供用開始の日から令和15年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市本牧市民プールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）